

農薬用マスクと防護マスクの整理について

(令和 5 年 9 月 7 日 農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会決定)

1. 背景

農薬使用者への影響評価法は、平成 30 年度の農薬使用者への影響評価法に関する検討会での議論を経て決定したところである。その際、防護装備による暴露軽減については、その規格、特にマスクにあっては指定防護係数に基づき評価することとしたが、その後、農薬用マスク、防護マスクの性能に係る我が国の規格が改正された。

これらのことから、第 11 回農薬使用者安全評価部会（令和 5 年 9 月 7 日開催）において、農薬マスクと防護マスクの現在の性能を確認の上、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産消費・安全局長通知）の別紙 1 「農薬使用者への影響評価ガイダンス」（以下「ガイダンス」という。）の記載について検討を行った。

2. 農薬用マスクと防護マスクの整理

現在は農薬用マスクと防護マスクの性能に差がないとされており、農薬使用の際の防護装備として、両マスクを使い分けるべき科学的根拠はないと考えられる。そのため、「農薬用マスク」と「防護マスク」の区別をなくし、「農薬用マスク」との表現に統一することとした。

(以上)